

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、7月1日時点での情報です。新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。

お知らせ版



斑鳩

いかるが

令和5年「二十歳のつどい」の開催

生涯学習課 (☎内線2223)

民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、斑鳩町では今年度以降も、20歳に達する人を対象に、成人式に代わり「二十歳のつどい」として実施します。

「二十歳のつどい」開催日時

令和5年1月9日(祝・月)

午前10時30分～

場所 いかるがホール 大ホール

対象 平成14年4月2日～15年4月

1日に生まれた人

「二十歳の主張」発表者募集

令和5年二十歳のつどいで「二十歳の主張」を発表する人を募集します。あなたの「夢や目標」などを、一生に一度のこの機会に発表してみませんか。

テーマ 「二十歳の主張」

自分の体験、思いや考えを4000字詰原稿用紙(4枚程度)にまとめてください。(発表時間5分程度)

募集人数 若干名(選考により発表者を決定します)

応募方法 住所、氏名、生年月日、

職業(学校名・学年・勤務先)、

電話番号およびメールアドレスを

明記のうえ、原稿を9月9日(金)

までに生涯学習課へ持参、郵送ま

トピックス

催し

お知らせ

たは電子メールで提出してください。(土曜・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

※応募原稿は返却しません。

宛先 〒636・0198

生涯学習課二十歳のつどい係

Eメール

(syougai@town.ikaruga.nara.jp)

夏休みのつどいの広場の利用

子育て支援課

(☎0745⑤1152)

つどいの広場は、保護者とお子さんが気軽につどい、育児相談などを行える場として開設しています。

夏休み期間中(7月21日(木)～8

月31日(水)の火・金曜日は、つど

いの広場の利用対象を、通常0～3

歳までのところ、小学校就学前の児

童まで拡大します。

開設日時

月～金曜日および第4土曜日

午前9時～11時30分

午後1時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

1階 子育てルーム

利用料 無料(事前申込不要)

※新型コロナウイルススワクチン集団

接種実施日は、駐車場が利用でき

ない場合があります。(日程など

詳しくは町ホームページでご確認

ください)

「出張つどいの広場」も開催

開設日時 第2・4火曜日 午前10

時～午後2時(祝休日は除く)

場所 法隆寺幼稚園

利用料 無料(事前申込不要)

対象児童 0～3歳のお子さん

※保護者は、マスクの着用をお願いします。

※混雑時は、入室制限を行います。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。



妊娠判定検査費用の公費負担

保健センター

(☎0745⑦0001)

経済的負担を軽減し、妊婦健康診査の未受診を解消するため、妊娠判定検査費用を助成します。

対象 町在住で、市町村民税非課税

世帯の妊娠している可能性のある

人

妊娠判定回数 年間2回まで

※事前に申請が必要です。

詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

催し

子育て支援講座

パパと一緒に遊びましょう！

子育て支援課

☎0745⑦1152

日頃、何かと仕事や家事に追われて子どもと一緒に遊ぶ機会が少ないお父さん。お子さんと「遊ぶこと」の楽しさや喜びを実感してみませんか。

日時 8月20日(土)

午前10時～11時

(受付 午前9時45分～)

場所 中央公民館1階 大ホール

対象 おおむね3～5歳のお子さん

と、お父さん(お母さん同伴可)

定員 15組(先着順)

持物 飲み物、タオル、健康マイレージポイントカード等

※動きやすい服装でお越しください。

申込 8月8日(月)までに子育て支

援課へ電話でお申し込みください。

歩いっしょ会(講演会)

保健センター

☎0745⑦0001

健康運動指導士から効果的なウォーキング方法や在宅でできる運動方法を学ぶ教室です。学んだ運動方法を日常生活の中で活用して、運動習慣

トピックス

催し

お知らせ

をつける機会にしてみませんか？

内容 「ウィズコロナでの健康ウォーキング」

日時 8月22日(月)

午前10時～11時30分

講師 健康運動指導士

中野 正英氏

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階大会議室

定員 25人(先着順)

持物 健康マイレージポイントカード

※動きやすい服装・靴でお越しください。

「夏休み親子ふれあいガイド」

斑鳩の里

観光ボランティアの会

☎0745⑦6800

「斑鳩の里 観光ボランティアの会」では、夏休みの間、法隆寺の親子ふれあいガイドを実施します。

ぜひご参加ください。

期間 7月21日(木)～8月31日(水)

対象 小学生・中学生とその保護者

場所 法隆寺(西院・大宝蔵院・東院)を約2時間程度

ガイド料 無料(拝観料は自己負担)

申込 希望日時・人数など、一般社

団法人斑鳩町観光協会へ電話で事

前にお申し込みください。

チャレンジ介護予防!



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべての教室を事前申込制とします。みなさんのご理解ご協力をお願いします。

詳しくは、地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象 町在住の65歳以上の人

問合せ・申込 地域包括支援センター

☎0745-75-4000、0745-74-5666

お互いに感染しない・させないために(お願い)

- 事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- ご自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- 体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- マスクを着用しましょう。(マスクを着けていない人は参加できません)
- 手指消毒にご協力をお願いします。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込						
運動教室	8月3日(水) 8月10日(水) 8月17日(水) 8月24日(水) 8月31日(水)	午後1時30分～3時 (事前に検温・血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩 1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各35人 (先着順)	前日までに電話でお申し込みください。						
	※上記の日程から、ご希望日を2回利用していただけます。												
	栄養改善教室							8月9日(火)	午前10時～11時30分	生き生きプラザ 斑鳩 2階 会議室	低栄養予防について学びます。	筆記用具	15人 (先着順)
	生き生きセミナー							8月22日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2	フレイル予防の体操	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人 (先着順)
								8月16日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2			
	8月24日(水)	午前10時～11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館										



家族介護支援講座

地域包括支援センター

(☎0745⑤4000、

0745⑦5666)

介護が必要な人への介護のポイントや介護者の健康づくりについて楽しく学びます。

日時 8月8日(月)

午後2時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 会議室

内容 「ボデイメカニクスに基づく

介護術、移動動作について」

介護が必要な人と介護をする人の両方の負担を減らす方法を学びます。

対象 家族を介護している人や介護

に関心のある人(介護職の従事者は除く)

持物 筆記用具・タオル・飲み物

費用 無料

定員 15人(先着順)

申込 8月5日(金)までに地域包括支援センターへお申し込みください。

※当日はご自宅で体温を測定してください。受付までお越しください。

また、マスク着用にご協力をお願いします。



**第14回虹の家チャリティーコンサート
～ありがとう 笑顔で再開～**

虹の家 (☎0745-75-0008)

由紀さおり・安田祥子、HAMORI-BE、虹の家メンバーによるチャリティーコンサートを開催します。

日時 8月5日(金) 午後2時～4時(終了予定)

場所 いかるがホール 大ホール

入場料 2,500円(未就学児1,000円)

申込・問合せ

虹の家(平日のみ午前9時30分～午後4時30分)

平和の鐘を鳴らそう

斑鳩ユネスコ協会事務局(中央公民館内)
(☎0745-74-1511)

斑鳩ユネスコ協会では、毎年8月6日に世界の平和を願って「平和の鐘を鳴らそう」の活動を行っています。今年も、広島に原爆投下された時刻に合わせて、一人ずつ焼香し、鐘をついていただきます。どなたでも参加でき、申込不要です。お気軽にご参加ください。

日時 8月6日(土) 午前7時50分～8時50分
※雨天決行

場所 吉田寺(斑鳩町小吉田1丁目1番23号)

イベント

催し

お知らせ

IKARUGA カフェ【和】

地域包括支援センター(☎0745-75-4000、0745-74-5666)

IKARUGA カフェ【和】とは、認知症について理解を深める場です。認知症の当事者だけでなく、その家族や専門職、地域の人などが気軽に集い、情報交換や交流ができる場です。お気軽にお越しください。

対象 町在住の人 **費用** 飲食代は実費負担

※IKARUGA カフェ【和】は、都合により中止となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。



IKARUGA カフェ【和】 開催日一覧

場 所	開催日時	日程	問合せ・申込先
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク または2階会議室 (小吉田1-12-35)	毎月第1水曜日 (または第1木曜日) 午前10時～11時30分	8月3日(水)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 0745-74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	8月10日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南5-14-16)	毎月第4火曜日 (祝日の場合は第3火曜日) 午前10時～11時30分	8月23日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 0745-74-5666)
デイサービス ロハスの学校 (龍田南1-3-53)	毎週月曜日 午後1時～3時	毎週月曜日	ロハスの学校 (☎0745-43-7762)

※ロハスの森での開催は中止となりました。

お知らせ

マイナンバーカードの 交付・申請の休日受付

住民課（☎内線161）

平日に役場にお越しいただけない人は、左記のとおり休日受付を行いますので、ご利用ください。

日時 8月13日（土）、9月11日（日）

午前8時30分～正午

場所 役場 1階 住民課窓口

※出入り口は東側玄関のみとなります。

※マイナンバーカードの交付・申請

には、本人確認書類を持参のうえ、

必ずご本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課

へお問い合わせください。（交付・

申請方法によって持ち物が異なります）

※休日はタブレット端末による申請

補助サービスは行いません。

発達障害にかかる巡回相談

福祉課（☎内線125）

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。（大人の発達障害も対象）

「奈良県発達障害者支援センター

「であい」の専門職の職員も交えて、

お話を伺います。

トピックス

催し

お知らせ

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。（要事前予約）

巡回相談日 8月16日（火）

午前9時～午後4時

場所 役場内会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

水道メーター取り替え

上下水道課（上水道）

（☎0745241401）

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを交換しています。来月は左記のとおり作業を行いますので、ご協力をお願いします。

取替期間 8月12日（金）～25日（木）

取替地区 法隆寺北1・2丁目、法

隆寺東1・2丁目、大字法隆寺・

幸前1丁目、大字岡本、大字三井、

白石畑

※対象のご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品（株）

自転車等の放置禁止

安全安心課（☎内線273）

夏休みが近づき、旅行やお出かけのためJR法隆寺駅へ自転車や単車などを利用して行く人も多くなります。その際に、「あの電車に乗らないと間にあわない……」「ちょっとの間だけだから……」と、自転車をJR法隆寺駅周辺の道路や公共の場所に放置すると、歩行者はもちろん、車いすや緊急車両の通行の妨げとなり、町の美観も損なわれます。

斑鳩町では、「自転車等の放置禁止区域」（左図）を定め、平成9年

4月から放置禁止区域内にとめられた自転車等を発見した場合、即時に撤去し、役場へ移送を行っています。また、移送した自転車等を所有者が引き取る場合には、移送費用と保管費用が必要となります。

一人ひとりがマナーを守り、斑鳩町を住みよい町にするために、自転車等をとめるときは、必ず駐輪場を利用しましょう。

自転車等放置禁止区域図

JR 法隆寺駅周辺



※放置禁止区域外であっても、自転車等を放置しておくと移送の対象となります。



令和4年度低所得者の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の全国一律の支援として、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

1. 給付金の対象となる人 ■以下、①②の両方に該当する人

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母など
※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
- ②令和4年度市町村民税（均等割）が非課税の人、または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった人（家計急変者）
※ひとり親世帯の人も対象者になりますが、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた人は対象外となります。

2. 給付額 対象児童一人につき5万円

3. 給付金の支給手続き方法

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で市町村民税（均等割）非課税の人（公務員除く）

申請は不要です。（令和4年7月25日振込予定）

- 児童手当または特別児童扶養手当を支給している金融機関の口座への振込により支給します。
※指定していた口座を解約などしている場合は「支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。
※給付金の受給を希望しない場合は「受給拒否の届出書」の提出が必要です。

II. 上記以外の人（例：高校生のみ養育している人、収入が急変した人、公務員など）

申請が必要です。

下記書類を子育て支援課（〒636-0142 小吉田1-12-35）へ提出してください。※郵送可

【申請に必要な書類】

- 申請書（申請書は町ホームページからダウンロードできます）
- 申請者の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど）の写し
- 申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ■ **1. 給付金の対象となる人** のうち②令和4年1月1日以降の収入が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった人（家計急変者）は、簡易な収入（所得）見込額の申立書（申立書は町ホームページからダウンロードできます）と給与明細書、年金振込通知書など収入金額が分かる書類
- 公務員の人は、申請書に所属庁（職場）の児童手当受給状況証明が必要です。
※この他、別途書類が必要な場合があります。手続きの方法など詳しくは町ホームページをご確認ください。

[https:// www.town.ikaruga.nara.jp/0000002083.html](https://www.town.ikaruga.nara.jp/0000002083.html)



申請期限 令和5年2月28日まで

問合せ 子育て支援課（☎0745-75-1152）

令和4年度国民健康保険税 および後期高齢者医療保険料 の納税通知書を発送しました

国保医療課

(☎内線112・114)

令和4年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の、金額を決定し、納税通知書を7月中旬に一斉発送しました。

□座振替または特別徴収(年金からの天引き)により納付している人は、各納期に引き落としまたは天引きします。

納付書により納付している人は、納税通知書に同封している納付書で各納期までに納付してください。

保険税(料)の年金天引き

国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合)および後期高齢者医療保険料については、納付する人が年額18万円以上の年金を受給している場合、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。

ただし、□座振替による納付を希望する人は、指定の□座からの「□座振替」に変更が可能です。

納付方法を「特別徴収」から「□座振替」に変更を希望する人は、7月31日までに申出が必要です。国保医療課へお問い合わせください。

トピックス

催し

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証および 限度額適用認定証の更新

国保医療課

(☎内線114・115)

国民健康保険の被保険者に交付している「高齢受給者証」および高額療養費の「限度額適用認定証」の有効期限は、それぞれ7月31日までとなります。更新手続きおよび交付については左記のとおりです。

●高齢受給者証の更新

70歳から75歳未満の人に交付している「高齢受給者証」の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

令和4年8月1日以降の新しい高齢受給者証は、7月中に対象者に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

8月以降は、届いた新しい高齢受給者証を病院等へ提示してください。

※高齢受給者証の自己負担割合は、前年の所得状況により異なります。

●限度額適用認定証などの更新

入院などにより医療費が高額になる場合に、病院等での医療費の支払いを自己負担限度額までにする「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31

日までです。

令和4年8月1日以降の認定証が必要な人は、国保医療課窓口で申請してください。(認定証を必要としない人は申請する必要はありません)

申請期間 8月1日以降随時

持物 保険証、本人確認書類、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※自己負担限度額は世帯の前年の所得状況により異なります。また、70歳以上75歳未満の人は、所得状況により高齢受給者証で所得区分を確認できるため、認定証の提示が必要でない場合があります。

令和4年度 奈良県警察官 (第2回) 採用試験

奈良県警察本部警務課
(☎0120-351-204)

採用区分 警察官(大卒区分)、
警察官(大卒区分以外)

受付期限

インターネット 8月15日(月)

郵送および持参 8月19日(金)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

(<https://www.police.pref.nara.jp/>)



国民健康保険・社会保険に加入中で令和4年度に75歳になる人へ

国保医療課 (☎内線112・114)

75歳の誕生日当日からは、すべての人が後期高齢者医療保険に加入することになります。加入される前に後期高齢者医療保険証をお送りしますので大切に保管してください。後期高齢者医療保険に加入するご本人は手続き不要ですが、扶養されていた人は、別途国民健康保険などに加入の手続きが必要になりますので、国保医療課におたずねください。

後期高齢者医療保険料の決定通知書(納付書)を誕生日の翌月にお送りしますので、納め忘れ等のないようにお気を付けください。

なお、斑鳩町国民健康保険に加入されている人の場合、今月に送付している納税通知書には令和4年度の国民健康保険税は誕生日の前月までの計算をしています。





後期高齢者の負担割合の変更

国保医療課（☎内線112）
今年10月1日から一定以上の所得のある人は、医療費の負担割合が1割から2割になります。

そのため、今年是被保険者全員に対して、被保険者証を2回発送します。使用できる期間にご注意ください。（下表参照）

負担割合2割の対象になるかどうかは世帯単位で判定を行います。世帯内の被保険者の課税所得（※1）が28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が200万円以上（※2※3）の人が2割になります。

ただし、令和7年9月30日までの3年間は、2割負担になる人について、1か月の負担の増加額は3,000円までに抑えられます。

今回の負担割合の見直しは、団塊の世代が後期高齢者となり始め医療費の増大が見込まれるなか、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来へつないでいくためのものです。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

厚生労働省コールセンター

（☎0120-002-719）

奈良県後期高齢者医療広域連合

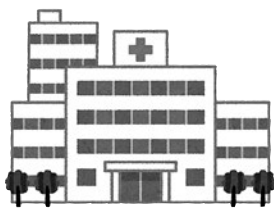
（☎0744-28430）

※1課税所得とは、町県民税の納税通知書の「課税標準額」の合計です。

※2その他の所得とは、年金以外の収入等から必要経費を差し引いた後の金額のことです。例）給与所得、事業所得、不動産所得など

※3世帯内に被保険者が2人以上いる場合は合わせて320万円以上

	送付時期	使用できる期間
1回目	7月下旬	令和4年8月1日～ 令和4年9月30日
2回目	9月下旬	令和4年10月1日～ 令和5年7月31日



トピックス

催し

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免

国保医療課

（☎内線112・114）

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は保険料（料）が減免になります。

【対象となる人】

- 1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～④のすべてに該当する人
↓保険料（料）の一部減額

一部減額の要件

主たる生計維持者について

- ① 令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みである。
- ② 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下である。

- ③ 収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である。

- ④ 収入減少が見込まれる種類の令和3年の所得額が1円以上である。

※令和3年の所得が0円またはマイナスの場合は対象になりません。

※特例対象被保険者等（非自発的失業者）については、前年の給与所得を100分の30とみなして軽減を行うことから、今回の減免の適用はありません。

※主たる生計維持者は、国民健康保険の場合、納税義務者となります。

その他

所定の申請書に次の書類を添付して国保医療課へ提出してください。（郵送可）

申請書は町ホームページからダウンロードできます。

- ・死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 医師による死亡診断書等
- ・事業等の廃止や失業となった人 廃業届、失業したことがわかる書類

- ・収入が減少した人 昨年の収入がわかるもの（給与明細や確定申告書の控えなど）、令和4年1月から申請月までの期間の収入がわかる書類（給与明細や帳簿等の写し）

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国保医療課 (☎内線115)

国民年金保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったり、亡くなられた際、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除（全部または一部）または納付猶予される制度があります。（申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます）

令和4年度（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除・納付猶予申請の受付は、令和4年7月1日からです。（申請書受理月から2年1か月前までの過去の未納期間も申請が可能）

免除などを希望される場合は国保医療課に申請してください。（継続審査に該当している人を除く）

新型コロナウイルス感染症の影響による免除申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となった人を対象とした保険料の免除・納付猶予制度の申請手続きが、令和3年度に引き続き令和4年度も実施されます。

対象者

①および②の要件にいずれにも該当する人

①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人

②令和2年2月以降の所得状況から、当年中の所得見込みが現行の国民年金保険料の免除基準に該当すると見込まれる人

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料

手続き方法

申請書および所得の申立書を国保医療課または奈良年金事務所へ提出してください。（郵送での申請可）

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

※失業などによる申請には、失業を確定できる雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格証などの証明書の添付が必要です。

問合せ

国保医療課 (☎内線115)
奈良年金事務所

(☎0742-351371)
日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp>)

nenkin.go.jp



トピックス

催し

お知らせ

耐震関連支援事業の追加募集

問合せ 都市創生課 (☎内線293)

5月の募集の結果、募集件数に達していない支援事業を引き続き募集します。

種類	対象住宅・ブロック塀等	対象者	対象工事	支援内容	募集期間	注意事項
耐震診断	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅（原則、在来軸組構法） ●延べ面積250㎡以下、2階以下	●住宅の所有者	—	●診断員の派遣（一般診断法）	10月31日（月）まで	<ul style="list-style-type: none"> ●12月31日まで ●当初の募集件数に達し次第、受付終了となります。 ●受付は先着順となります。
	●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2以下					
耐震改修	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅 ●2階以下	●住宅の所有者など（所有者の同意を得た者を含む）	●上部構造評点1.0未満と診断された住宅について、全体の上部構造評点を1.0以上、または0.7未満と診断された住宅について、1階の上部構造評点を0.7以上とする工事	●対象工事の1/3の額（上限50万円）		
	●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2以下					
耐震シェルター	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅 ●2階以下	●住宅の所有者など（所有者の同意を得た者を含む）	●上部構造評点0.7未満と診断された住宅に、町長が認めた耐震シェルターを設置する工事	●対象工事の1/3の額（上限10万円）		
	●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2以下					
等撤去 ブロック塀	●道路等に面するブロック塀等 ●高さが60cmを超えるもの ●ブロック塀等の高さが道路等の境界までの水平距離以上の高さのもの	●土地の所有者または土地に存する建築物所有者	●道路等の接地面からその頂部までの高さを60cm以下にする工事	●対象工事の1/2の額（上限10万円）※工事費上限：見附面積1㎡あたり1万円		



斑鳩町創業支援事業補助金の追加募集

問合せ 都市創生課 (☎内線296)

観光振興・地域経済の発展・雇用の促進を図るため、斑鳩町内で創業または新規事業所の開設を行うとする事業者に、斑鳩町創業支援事業補助金を交付します。

- 最大**60万円補助** (補助率1/2以内)
- 募集件数：1件
- 応募期間：7月19日～8月31日



対象地域	町内全域
業種	全業種 ※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可
補助対象経費	①改修費、②設備および備品購入費、③感染症対策を講じる機器・備品等の導入に要する経費、④事業所の賃借料 (事業開始後12か月分) ※①～④のいずれも諸条件あり

【申請にあたっての注意事項】

- ・申請を希望する人は必ず事前にご相談ください。(対象となるか確認を行います)
- ・申請より前に着工や創業・新規事業所の開設を行った場合は、申請できません。

【申請件数が上回った場合】

- ・優先要件 (申請者が町内在住者、重点創業促進事業の業種) に基づき補助対象者を決定します。
 - ・同条件で申請件数が募集件数を上回った場合は、公開抽選により補助対象者を決定します。
- ※詳しくは、町ホームページをご確認ください。

斑鳩町まちなか観光景観形成事業の追加募集

問合せ 都市創生課 (☎内線292)

法隆寺をはじめとする世界文化遺産がある本町の魅力ある歴史的な町並みの維持をはかりながら、観光まちづくりを推進するために、法隆寺周辺地区の修景施設の新築、増築、改築、改修、移設などを行う人に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付します。

令和4年5月6日から、当事業の申請を受付していますが、予算額の満額に達していないため、申請を追加で募集します。(先着順)

詳しくは、都市創生課へお問い合わせください。

対象施設	斑鳩町歴史的風致維持向上計画にもとづく重点区域内の西里、東里、三町、五丁町における建築物または外構施設で、令和4年12月末日までに工事が完了する施設 ※ただし、新築については、別途条件あり
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設について、歴史的な町並みの景観形成を目的として修景整備を行おうとする人 ・町税に滞納がない人 ・修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受けていない人
補助金額	補助対象事業費の2/3以内 (限度額あり)
対象経費	施設の修景に関する経費 (土地、内部改修等に関する経費は除く)
受付期間	令和4年8月31日(水) 午後5時30分まで 受付時間 午前8時30分～午後5時30分 ※土曜・日曜日、祝日を除く ※期間内の申請受付は先着順とします。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込みを希望する際は、事前に都市創生課へ来庁、または電話で必ずご相談ください。 ・すでに契約、工事着手、工事完了されている場合は、補助の対象となりません。

スポーツ振興くじ(toto) 助成事業

生涯学習課 (☎内線223)

町では、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、スポーツ振興事業をすすめています。

事業年度 令和4年度

助成区分 地域スポーツ施設整備助成事業 (スポーツ競技施設等の整備)

事業名 奈良県斑鳩町健民運動場表

層土改良事業

工事内容 劣化した運動場表層土の鋤取と、改良を行い、スポーツ実施に適した表層にするための整備を行います。

事業完了予定日 令和4年9月3日

助成金額 1,532万円 (交付決定額)



消費生活相談室からのお知らせ

「このままでは固定電話が使えなくなる」との勧誘にご注意を!

事例1 突然実家に訪問してきた事業者から「今後固定電話が使えなくなる。光回線にしたほうがいい」と言われ、父が光回線の契約を了承したようだ。父は契約内容を理解しておらず、アナログ回線のままを希望している。光回線を解約したい。

事例2 事業者から電話があり、「光回線にすると電話の基本料が安くなる。2024年にアナログ回線がなくなるため、光回線に変更するには、通常は工事料金が発生するが、今は無料だ」と言われ、あいまいな返事をした。すると後日、工事日を決める電話がきたため、「契約した覚えがない」と断ったが、今日になって契約書が届いた。契約を了承した覚えはなく、もし契約したことになっているなら解約したい。

《消費者のみなさんへのアドバイス》
 ・NTT東日本およびNTT西日本は2024年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴い、同社の

トピックス

催し

お知らせ

局内設備の切替を予定していますが、これに便乗した光回線などの勧誘が最近見られます。

- ・固定電話のIP網移行に伴う局内設備切替では、利用者側での手続きや自宅での工事は不要です。また、利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます。
- ・固定電話やアナログ電話が使えなくなるなどといった、固定電話のIP網移行などに便乗した光回線などの販売勧誘には十分に注意しましょう。詳しくは、

独立行政法人国民生活センターのホームページをご確認ください。



困った時は相談を

消費生活相談日

- 毎週木曜日 午後1時～4時
- ※第4木曜日は午前9時～正午 午後1時～4時

※月により変更の場合があります。詳しい日程は、7月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課

(☎内線273)



1

奈良県では、7月は「差別をなくす強調月間」です!

2

差別って今でもあるのかなあ? 気がついていないだけかも

3

立場が変わると気づくことがあるよ

4

障がい者 高齢者 外国人 性的マイノリティ... いやな思い、つらい思い、不便な思いをされている方がおられるんだ

差別のないみんなを包みこむために、身近なことから、考えてみよう!



※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。

てんいち先生



不燃ごみの出し方について

環境対策課 (☎内線134)

最近、ルールが守られていない不燃ごみが出されているケースが多く見られます。

ルールが守られていない不燃ごみの出し方について、主な例を紹介しますので、ごみを出す時はルールに従って出してください。

①ごみ袋からはみ出している

不燃ごみは、指定袋からはみ出さないようにしてください。

②ゴルフバックなど、袋に入らない長いものを、2つの袋で上下に挟むようにして出されている

1つの指定袋で入らない場合は、粗大ごみで出してください。

③粗大ごみなどに、不燃ごみ指定袋を貼り付けて出されている

指定袋に入らない場合は、粗大ごみで出してください。

※粗大ごみは、粗大ごみ処理予約事務所へ電話予約のうえ、軒先収集していただくか、衛生処理場へ直接持ち込んでください。(別途、処理手数料が必要です)

粗大ごみ処理予約事務所

☎・fax 0745-233666

衛生処理場

(幸前2丁目8番9号)

☎0745-23371

④枝葉・草類の町指定袋に、まな板などの加工木材が入られている

まな板などの加工木材は、不燃ごみです。枝葉・草類の町指定袋には入れないでください。

⑤持つと破れてしまうくらい重いごみが入っている

指定袋が破れてしまう場合は収集できません。その場合は、指定袋が破れない程度に分けて出してください。

⑥有害・危険なごみが混ざっている

電池・ライター・カセットコンロ用ガス缶などは有害・危険なごみになります。いずれも収集中に発火し、火災事故につながるため、とても危険なものです。

ルール違反ごみ

収集できません。お持ち帰りください。

- 収集日・指定袋が違います。
- 指定袋に入れて出してください。
- きちんと分別してください。
- 板切れ、加工した木製品は、不燃ごみで出してください。
- 収集できないごみです。
- その他 ()



斑鳩町

ルールが守られていない場合は、収集できません。その場合は、「ルール違反ごみ」のシールを貼りますので、一旦持ち帰り、正しい方法で出してください。

上水道水質試験の結果をお知らせします

令和4年5月17日実施

問合せ 上下水道課(上水道) (☎0745-74-1401)

検査項目	水 質 試 験 成 績 書				
	採水場所	三井配水池系 管末給水栓		第一配水池系 管末給水栓	北部配水池系 管末給水栓
		高安1丁目	白石畑	小吉田2丁目	神南5丁目
水質基準					
一般細菌 (CFU/mℓ)	1mℓ中100CFU以下であること	0	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩素イオン (mg/ℓ)	200mg/ℓ以下であること	7.2	7.3	12.3	12.3
有機物 (mg/ℓ)	3mg/ℓ以下であること	0.4	0.3	1.0	1.0
pH値	5.8以上8.6以下であること	7.4	7.9	7.4	7.3
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度(度)	5度以下であること	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満
濁度(度)	2度以下であること	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満
判 定	上記水質項目については水質基準に適合する				

上記試験については毎月実施しています。(令和4年5月実施・奈良広域水質検査センター組合調べ)

トピックス

催し

お知らせ



ジカウイルス感染症に



嚴重注意を!

ジカウイルス感染症ってどんな病気?

ジカウイルス感染症はアフリカ、中南米、アジア太平洋地域などで発生しており、おもに蚊(ヒトスジシマカやネツタイシマカ)を媒介して感染する感染症です。感染しても症状が出現する人は2割程度で、ほとんどの場合は軽症ですが、妊婦が感染した場合、生まれてくる子どもに小頭症などの障害が現れたり、まれにギラン・バレー症候群を引き起こす症例も報告されています。

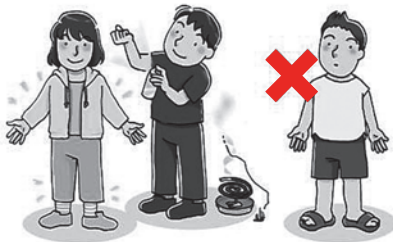
ジカウイルス感染症の特徴

- (症状) 軽度の発熱・発疹・結膜炎・筋肉痛・関節痛・倦怠感・頭痛など
- (潜伏期間) 2~12日程度
- (治療法) 症状に応じた対症療法

蚊による感染症を防ぐためには

① 蚊に刺されないようにする

- 蚊のいそうな場所では、薄い色のシャツや肌の露出の少ない長そで・長ズボンを着用し、靴を履くようにしましょう。
- 虫除けスプレーや蚊取り線香を利用しましょう。



② 蚊の発生を抑える

- 蚊は水たまりのような場所を好み繁殖します。水がたまる場所を作らないようにしましょう。



行事予定

7月 28日(木)	献血バスが来ます ① 役場東側駐車場 ② 10:00~12:00 13:15~16:00 ③ 保健センター (☎0745-70-0001)	8月 2日(火)	行政相談 ① 役場1階第3会議室 ② 13:00~16:00 ③ 住民課 (☎内線163)
8月 1日(月)	<7月の納期限> 固定資産税(第2期分) ① 税務課 (☎内線153) 国民健康保険税(第1期分) 後期高齢者医療保険料 ① 国保医療課 (☎内線114) 介護保険料(第1期分) ① 福祉課 (☎内線126)	8月 13日(土)	マイナンバーカードの 交付・申請休日受付 ① 役場1階 住民課窓口 ② 8:30~12:00 ③ 住民課 (☎内線161)

①開催場所 ②開催時間 ③問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
編集・発行：総務課 (☎内線274)

トピックス

催し

お知らせ